

議案第 1 2 5 号

前橋市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料条例の  
改正について

令和元年 1 1 月 2 8 日提出

前橋市長 山 本 龍

前橋市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料条例の  
一部を改正する条例

前橋市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料条例（平成 2 8  
年前橋市条例第 4 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 2 号ウ、第 3 号ア及びウ並びに第 4 号ア及びウ中「次項」を「第 3  
項」に改め、同条第 3 項中「適用する場合を含む。）」の次に「及び第 2 項」を加  
え、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項の表以外の部分中「前項」を「第 1 項」に改  
め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 前項の場合において、消費性能向上計画に法第 2 9 条第 3 項各号に掲げる事項が  
記載されているときは、同条第 1 項の規定による認定の申請に係る手数料の額は  
当該申請に係る同条第 3 項に規定する申請建築物及び他の建築物についてそれぞ  
れ前項の規定により算定した額の合算額とし、法第 3 1 条第 1 項の規定による変  
更の認定の申請に係る手数料の額は当該申請により変更する法第 2 9 条第 3 項に  
規定する申請建築物及び他の建築物又は追加する同項に規定する他の建築物につ  
いてそれぞれ前項の規定により算定した額の合算額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。